

守口市木造住宅耐震改修補助金交付要綱事務要領

(趣旨)

第1 この要領は、守口市木造住宅耐震改修補助金交付要綱（平成21年4月1日制定。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領における用語の定義は、要綱に定める定義と同一とする。

(交付申請)

第3 要綱第8条に規定する必要書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象建築物の確認通知書の写し又は建築年月日若しくは工事完了年月日の確認若しくは推測ができるもの
- (2) 補助対象建築物の耐震診断報告書
- (3) 耐震改修設計の作成に要する費用の見積書又はその写し
- (4) 耐震改修工事に要する費用の見積書又はその写し
- (5) 補助対象建築物の土地および建物の全部事項証明書
- (6) 補助対象者の属する世帯の世帯全員の課税証明書
- (7) 補助対象者の固定資産税及び都市計画税の納税証明書
- (8) 建築物の所有者と土地の所有者とが異なる場合は、当該土地の所有者（土地の所有者が複数であるときは、これらの者の代表者）の耐震改修設計をすることについての同意書
- (9) 耐震改修計画の作成者が耐震改修技術者であることを証する書類
- (10) 委任状
- (11) 補助対象者の世帯全員の記載がある住民票
- (12) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

(耐震改修計画の策定の着手)

第4 要綱第11条第1項に規定する必要書類は、耐震改修計画の策定に係る契約書の写しとする。ただし、耐震改修計画の策定に係る契約を行わない場合は不要とする。

(耐震改修計画協議書)

第5 要綱第11条第2項に規定する必要書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 建物現況図（付近見取り図・配置図・平面図）
- (2) 補助対象建築物の耐震改修計画がわかる図書
- (3) 耐震改修工事費内訳明細書
- (4) 耐震改修工事工程表
- (5) 委任状
- (6) その他市長が必要と認める書類

(工事の着手)

第6 要綱第12条に規定する必要書類は、耐震改修工事に係る契約書の写しとする。

(工事の変更)

第7 要綱第13条第1項に規定する必要書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 変更内容が分かる書類
- (2) 変更工事費内訳明細書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 要綱第13条第1項ただし書きに規定する軽微な変更は、補助金の決定額が増減しない変更とする。ただし、その場合でも、変更の内容がわかる書類の提出をしなければならない。

(工事完了)

第8 要綱第15条に規定する必要書類は次に掲げるものとする。

- (1) 耐震改修工事監理報告書
- (2) 工事工程写真及び完了写真
- (3) 補助対象経費の領収書（要綱第8条第3項の規定により補助金の受領を委任する場合にあっては、補助対象経費の明細書に記載された請求金額から補助金の額を差し引いた額の領収書）又はその写し
- (4) 補助対象経費の明細書又はその写し
- (5) 要綱第8条第3項の規定により補助金の受領を委任する場合にあっては、守口市木造住宅耐震改修補助金の代理受領に係る委任状
- (6) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。